

第五一六號

大正十五年一月六日

十勝郡川流布尋常小学校長

浦幌村長 殿

北海道十勝郡公立川流布尋常小學校長印

代用教員

大正十五年一月六日

河西支廳長 那須 正夫 殿

桑原 キヨ 印

十勝郡川流布尋常小学校

完結票

私事旅行願提出之件

別紙ノ通り當校代用教員私事旅行願提出致し候条□□進達方御取計相成度候也

北海道十勝郡浦幌村長印

決済印

任主	議合	席首	長村
印		印	印

完結票

完結	施行	主任	首席	村長
	濟	印	印	印

〔欄外〕  
「經由□□付可然□□  
一月七日

枠は朱欄外

〔音スタンプ〕  
「大正拾五年壹月七日」 印

第八號

私事旅行願 印

〔音スタンプ〕  
「受付印有」

今回家事上ノ都合ニヨリ本月十二日ヨリ全三十一日マテ往復二十間ノ豫定ヲ以テ小樽市砂留町廿七番地永井方桑原芳夫宅マテ私事旅行致度候条御許可相成度此段願候也

多く或は團體にしてその翻刻を願ひ出るもの個人として拝戴の道あり此を伺ひ出る者等その数少なからざりしか故に宮内省にては今回内務省神社局にその御蔵版を貸附してこの書の發行議許セリ茲に於て神社局は「神からの道」普及會議起さし□今や初發て世上一般に読書の頒布を見るに至りたるは洵に感激に堪ざる所なり茲に進講の陪聴を差し許さりしたる榮光を想ひつ、敢えて本書出版に關する經題を一言すと云爾

大正十四年十月

「神なからの道」刊行ニ就て

皇后陛下敬神の御心深くましまして秀推の宮に貴般の社に□其の他の社々に御参拝遊ばさるゝなと洵に欽仰掲く能ハさる所なり陛下大正十三年春夏の頃東京帝国大学教授寛克彦博士を召して「神なからの道」を進講せし□らこ御聴講八回痛く御心にななせられ今回之か講演□□を上□□セし□給いて全国各官國弊社に御寄贈遊はさりしくことは國民の當に感奮興起すべきことに屬す

熟々、我現代の世想を通觀するに思想界は混沌として人心動くも□□ハ危□編僻に添らんとす之か国救は一に我か国體觀念の明暢に俟たさるべ可らず吾人は此の際陛下の御思召越奏戴し廣く推神の大道を宣布するの必要切なるヲ思ふ

内務省付宮内当局の諒解ヲ経茲に本書を公刊し以て國民教化の資に寄與せんとす於是吾人同志相諮り内務當局と協力し本書の普及徹底を期すべく「神なからの道」普及會ヲ組織せり本會は因より營利を目的とするものにあらずが故に之□か提供は實費を以てす此の様に於ける本書を汎く頒つことを得バ独り本會の目的を達成するのみにあらず又以て國家社會に貢獻するの尠からる確信す江湖諸賢冀くハ此の擧を賛成同好知人の間に推奨せられんことを

大正十四年九月

「神なからの道」

發	神宮本齋會長	普
起	内勤書記官	及
人	全國神職會常勤理事	會
	宮内省御用掛 伯爵	今 泉 定 介
	内勤事務官	池 田 清
		小 原 克 磨
		二 荒 芳 德
		吳 立 収

神なからの道 頒布規定

- 一、本書の体裁 菊版「ポプリン」表紙サクク附○皇后陛下御眞筆「オフセット」印刷シタル御歌二枚○十二ポイント活字三十一字十三行七四〇余頁○「オフセット」色刷六〇余頁○卷末御歌所員ノ歌數員
- 一、本會ハ印刷實費壹部金貳円八拾錢（外送料要ス）ヲ以テ希望者ニ頒ツ希望ノ向ハ部數送先ヲ明記シ料金及送料ヲ添付シ本會宛申込アリタシ
- 一、申込期限 大正十四年十一月三十日限
- 一、刊行期日 大正十五年 一月二十日
- 一、送 料 申込順ニ送本ス

- 一、送 料 東京市内 金 六錢 壹 灣、樺太 金 四十錢
- 壹部ニ付 地 方 金十八錢 關東庁、朝鮮 金五十二錢
- 一、申込ハ振替口座東京七三二五一番ヲ利用セラル、ヲ使□トス

「神ながらの道」及教育参考資料購入ノ件

本月七日附浦第三三二八及浦第三三二九號ヲ以テ御照会相成候標記ノ件先ノ通り購入仕り度此段及申込候也

神ながらの道 壹部

教育参考資料 壹部

教第一九七〇號 ㊟

〔受付印有〕

大正十四年十一月二日

河西支廳長 那須 正夫

各町村長 殿

「神なからの道」普及ニ關スル件

大正十四年一月六日發議 大正十五年七月七日議決 大正十五年七月七日發送 淨書 校合  
村長 ㊟ 首席 合議 主任 發議者 ㊟  
番號 浦第三三二八號 發信者 「村長」  
宛名 各小学校長、特別教授場、各青年團、処女會 宛  
件名 「神なからの道」普及ニ關スル件

曩キニ皇后陛下ヨリ神宮並官國弊社ニ御寄贈ニ係ル「神なからの道」ノ複製普及ニ關シ別紙ノ趣旨要領ニ依リ之カ普及ヲ図ルコト、相成候趣ヲ以テ其筋ヨリ照会ノ次第モ有之候処右ハ國民教化上極メテ機宜ヲ得タル企画ト被存候ニ付貴〔管内貴市〕〔部〕〔内〕官公衛學校、社寺其他公私團體等普及方御配意ノ上所要部数取纏メ十一月十五日迄ニ御回報相成度

「神なからの道」頒布ニ就いて

宮内省御用掛伯爵 二荒 芳徳謹識

皇后陛下ヨリ神宮並官國弊社ニ御寄贈ニ係ル「神なからの道」ヲ複製シ左記頒布規定ニ依リ之カ普及ヲ図ルコト、相成候趣ヲ以テ此ノ筋ヨリ照會ノ次第モ有之候處右ハ國民教化上極メテ機宜ヲ得タル企画ト被存候ニ付テハ一般ニ普及方御配意ノ上所要部数取纏メ来ル十二月迄ニ当役場ニ御申込相成度候也

〔朱加筆〕  
「学校長ニ対シ」追而学校備品トシテ購入スルハ乍遺憾經費ノ都合上不能ニ付御了知相成度申添候也

神ながらの道 頒布規定

支廳ヨリ来書通り謄写ノ事

然るに大正三、四年の頃東京帝國大学教授法学博士寛克彦氏か古神道ニ就いて研究深き由上聞に達しその著書をも御覽あらセウ〇ざるか時移りて大正十三年二月の末より同五月初に亘る間「神なからの道」と云ふ題にして斯道の大要を聞きし召されたり次いでいとも畏き思召を以てその御進講し奉れる所を特別の装幀に作らしめ克つ官國弊社ニ御寄贈あらせ給ひ又廣く側近者に拝読せし〇給ふやう仰せ出さりし下賜ありたる事は既に世上の悉知する所なり、これを聞き及ひたる國民中その書の拝読を熱望するもの頗る

一、送料

東京市内 金 六銭 壹 灣、樺太 金 四十銭  
壹部二付

一、申込ハ振替口座東京七三二五一番ヲ利用セラル、ヲ便宜トス  
地 方 金十八銭 關東廳、朝鮮 金五十五銭

神ながらの道普及會

事務所東京市外下渋谷

皇典講究所内

電話青山五七八五番 五七八七番

振替東京七三二五一番

申 込 書

一、神ながらの道

部

料金

送料

計

右送本送成度料金添付申込候也

送本先

氏名

神ながらの道普及會 御中

件名 「神ながらの道」配本方ノ件

客月二日附教第一九七〇號ヲ以テ御照會有之候標題ノ件參部送本  
方御取計送成度申込候也

申 込 調

貴老路處女會 壹 部

留真小学校 壹 部

中 村 茂 壹 部

第六九号

大正十四年十一月十二日

〔(紫スタンプ)受付印有〕

貴老路尋常小学校長 小林 朔吉

浦幌村長 石原 重方 殿

〔神ながらの道〕二千スル件

浦第三三二八号ニテ御照會ノ本件貴老路処女會ニ於テ壹部希望ノ  
由ニ付此段申込候也

第三八八號

〔(紫スタンプ)印〕

大正十四年十一月十一日

〔(紫スタンプ)受付印有〕

留真尋常小学校長 花見 八百三

浦幌村長 石原 重方 殿

北海道十勝郡  
留真尋常  
小学校長印

北海道十  
勝郡公立  
貴老路尋常  
小学校長印

大正十四年十二月二十五日發議 大正十四年十一月七日議決  
〔(紫スタンプ)大正十四年十二月二十五日發送〕 淨書 校合  
村長 〔(紫スタンプ)印〕 首席 合議  
番號 浦第三三二八號 發信者 〔(加筆)村長〕 主任 發議者 〔(紫スタンプ)印〕  
宛名 河西支廳長 宛

大正十四年十一月三日

〔印〕「受付印有」

河西支廳長 那須 正夫

各町村長 殿

文部省普通学務局ヨリ今般全道教職員諸氏ノ参考ニ資スル為メ本省開設第三十七回視学講習会ニ於ケル左記講演ヲ速記シ講師ノ檢閱ヲ經テ帝国地方行政学令（東京市京橋区）ヲシテ発行セシムル事ニ相成候就ハ貴部内関係者へ周知方同局ヨリ依頼越ニ付可然御配慮ノ上希望ノ向ハ当廳迄申込マル、様致度右御依頼迄

記

一、本邦教育の精神

文部次官

松浦 鎮次郎

二、教育ノ新思潮と批判

東京高等師範学校文学博士 大瀬 甚太郎

三、普通教育ノ實際

文部省監学官 森岡 常藏

四、衆議院議員選挙法ノ要旨

内務事務官 坂 千秋

定價ハ一部金壹円 送料金拾四銭

追テ貴役場ニ於テ便宜取纏メ當方へ御申込相成度

〔印〕

神なからノ道御申込相成處道廳申込期限ハ已ニ經過ニ有之別紙□  
□御送付候条直接御申込可能ト存候

十一月廿一日

河西支廳

完〔欄外〕

〔青インク加筆〕申込期間經過ニ付

此俣□□□□

浦幌村役場

教育係 御中

完結票

村長	〔印〕
首席	〔印〕
主任	〔印〕
施行	濟
完結	

枠は朱欄外

第〔朱〕七〔黒〕號〔朱〕

神なから 頒布規定  
の 道

菊版【ボブリン】表紙サック附○皇后陛下御眞筆ヲ【オフセット】印  
本書ノ体裁 刷シタル一、御歌二枚○十二ポイント活字三十一字詰十三行七四〇餘  
頁○【オフセット】色刷六〇餘圓○巻末ニ御歌竝御歌所員ノ歌數頁

一、本書ハ印刷實費壹部金貳圓八拾銭【外ニ送料ヲ要ス】ヲ以テ  
希望者ニ頒ツ

一、希望ノ向ハ部數、送先ヲ明記シ料金及送料ヲ添付シ本會宛申  
込マダタシ

一、申込期限 大正十四年十一月三十日限  
一、刊行期日 大正十五年 一月二十日

申込順ニ送本ス

枠は朱欄外

第(朱)六(患)號(朱)

大正十四年十二月二十五日發議 大正〃年〃月〃日議決 (朱)「大正拾四年三月廿五日」發送 淨書 校合

村長 (印) 首席 合議 主任 發議者 (印)

番號 浦第三三二九號 發信者 「村長」 (加筆)

宛名 河西支廳長 宛

件名 教育參考資料ノ件

客月三日付御照会相成候第三十七回視学講習會ニ於ケル講演集四部入用ニ付配本方御取扱相成度申込候也

申込 調

吉野小学校 沓 部

貴老路小学校 沓 部

留真小学校 沓 部

山田 秀雅 沓 部

大正十四年十一月十三日

吉野尋常小学校長 塩淵 一

浦幌村長 石原 重方 殿 「受付印有」 (朱)

北海道十勝郡公立吉野尋常小学校長印

教育參考資料ニ關スル件

過般御通知ニ接シ申候教育參考資料当校ニ於テモ一部入用ニ付御手数ナガラ御申込相成度候也

第七〇号 (印)

大正十四年十一月十二日

「受付印有」 (朱)

浦幌村長 石原 重方 殿 貴老路尋常小学校長 小林 朔吉

北海道十勝郡公立貴老路尋常小学校長印

教育參考資料刊行ニ干スル件

去ル七日附浦第三、三二九号ニテ御照会ノ本件左記及回答候也

一、第三十七回視学講習會ニ於ケル講習速記 壹部

大正十四年一月六日發議 大正〃年〃月〃日議決 大正〃年〃月〃日發送 淨書 (印) 校合

村長 (印) 首席 (印) 合議 主任 發議者 (印)

番號 浦第三、三二九號 發信者 「村長」 (加筆)

宛名 各小学校長 宛

件名 教育參考資料刊行ニ關スル件

今般教職員講義ノ参考ニ資スル為メ文部省開設第三十七回視学講習會ニ於ケル左記講演ヲ速記シ講師ノ檢閲ヲ經テ發行相成候ニ付テハ各位ニ周知方其筋ヨリ依頼越候条御希望ノ向ハ当役場迄至急申込相成度候

追而經費ノ都合上学校備品トシテ購入スルハ不可能ニ付御了知相成度申添候

記

支廳ヨリ來書ノ左記 追テ書ヲ除ク全部

票 結 完 (欄外) 印 裁 決 (欄外)

「浦第三、八〇一號」  
教第二、三六一號

「十二月二十五日」

大正十四年十二月二十一日

「受付印有」

「村長」

河西支廳長 那須 正夫

「各小学校長 殿」  
各町村長 殿

小學校教員檢定願添付履歷書ノ件

小學校教員及幼稚園保姆檢定（無試驗檢定）出願ノ場合ハ小學校教員及幼稚園保姆檢定細則第二号書式ニ據ル履歷書添付スヘキニ住々違式ノモノ有之照復其ノ繁ニ堪ヘス候條尔今檢定出願ノ場合ハ規定ノ書式ニヨリ提出相成候様（貴部内各校ニ周知方御取計相成度此段及照会候也）此度旨其ノ筋候旨ヨリ通牒有之候条御了知相成度及移牒候也

決 済 印

村 長	首 席	合 議	主 任
印			印

完 結 票

村 長	首 席	主 任	施 行	完 結
印	印	印	濟	

枠は朱欄外

第 五 號

浦第三、三二九號

大正十四年十二月二十五日

（受付印有）

河西支廳長 那須 正夫 殿  
浦幌村長 石原 重方

教育参考資料ノ件

客月三日付御照会相成候第三十七回視学講習会ニ於ル講演資料四部入用ニ付配本方御取計相成度申込候也

下部付箋文

「期限後ニ付直接発行所へ御注文相成致度」

完 結 票

村 長	首 席	主 任	施 行	完 結
印	印	印	濟	

（欄外加筆）  
「申込期限經過ニ付  
此候完結□□」

北海道十勝郡浦幌村長 印

教第二、三五一號

⑩

〔受付印有〕  
(紫スタンプ)

⑩

大正十四年十二月二十一日

河西支廳長 那須 正夫

各町村長 殿

育英事業ニ關スル調査ノ件

標記ノ件調査上必要有之候趣ヲ以テ其ノ筋ヨリ照会越候條貴部内  
團體及個人ニ於テ育英事業ニ關スル施設ヲ講スルモノニ付左記事  
項御取調ノ上本月二十八日迄ニ當廳ニ到達スル様御回報相成度

左記

育英事業ニ關スル調査事項

育英事業施設ノ名稱	同上事務所々在在	同上代表者氏名	同上ノ有スル資産額

追テ右施設ニ關スル参考ノ印刷物アラハ添付ノコト  
尚右ニ關シ施設無之場合ハ其ノ旨御回報相成度為念申添へ候

完 (欄外)  
結  
票

十二月十四日付ヲ以テ旭川市ニ於テ開催セラル、体育遊技講習會  
出席特別旅費支出方御請求相成候處經費ノ都合〔支出兼相成〕  
〔支障有之〕候條御了承有之度別紙返戻〔此段及回答〕候也  
(前修)

(出張命令申請書返付ノ事)

完結票

梓は朱欄外

第 (朱)  
四 (黒)  
號 (朱)

村長	⑩
首席	⑩
主任	⑩
施行濟	
完結	

大正十四年十二月十四日

⑩

〔受付印有〕  
(紫スタンプ)

浦幌村長 石原 重方 殿  
川上尋常小学校長 蓬田 新助

北海道十勝郡公立川上尋常小学校長印
-------------------

講習會出席旅費支出二千スル件

当職儀大正十五年一月四日ヨリ八日迄五日間旭川廳立女学校ニ関  
係ノ体育遊技講習へ入学研究致度希望ニテ過般本校研究会關係ノ  
際出會ヲ見合セ居候次第此際旭川講習會出席ニ特別旅費支給相成  
度別紙出張命令申請候條貴職ノ同意ヲ要スル件ニ付旅費支出同意  
ノ旨添付御送達相成度此段御請求候也

大正十四年十二月二十五日發議 大正十四年十一月廿五日發議  
(紫スタンプ) 大正十四年三月廿五日發議  
(紫スタンプ) 淨書  
(紫スタンプ) 校合  
(紫スタンプ)

村長 ⑩ 首席 合議  
番号 浦第三、七一三號 発信者 〔村長〕  
宛名 川上尋常小学校長 宛  
件名 講習會出席旅費支出二千スル件  
主任 發議者 ⑩

教第二、三六三號 ①

大正十四年十二月二十四日

河西支廳長 那須 正夫

割印

「浦幌」 殿

完

市町村義務教育費国庫負担法第三條後段ニ依ル大正十四年度交付金交付ノ件

結

市町村義務教育費国庫負担法第三條後段ニ依ル大正十四年度き部内ニ対スル交付金額左記ノ通り決定相成候旨其ノ筋ヨリ通牒有之候ニ付後承相成度此段及通牒候也

追テ金券ハ其ノ筋ヨリ直接貴町村ニ対シ交付可相成候條後了知相成度申添ヘ候

梓は朱欄外

左記

第 一 號

法第三條後段ニ依ル大正十四年度市町村交付金配当金

二五〇六	配 當 金 額 円	期 別 交 付 金 額	十 一 月 分	二 月 分
八二〇				
一二五三	円	四 一 〇	円	四 一 〇
四一〇				

完結票

完 結	施 行 濟	主 任 ①	首 席 ①	村 長 ①
-----	-------	-------	-------	-------

大正十四年十二月二十四日發議 大正〃年〃月〃日議決 大正14年12月24日發送 淨書 校合

村長 ① 首席 合議 發信者 「村長」 主任 發議者 ①

番號 浦第三、七八一號 宛名 河西支廳長 宛

件名 育英事業ニ關スル調査ノ件

本月二十一日附教第二三三二號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件該當事項無シ候条此段及御回答候也

完結票

完 結	施 行 濟	主 任 ①	首 席 ①	村 長 ①
-----	-------	-------	-------	-------

「第 三 號」

梓は朱欄外

資料紹介

大正十五年

昭和元年

教育雑件〔その二〕

浦幌村役場

三浦直春 解説

本報は、浦幌町立博物館所蔵の「大正十五年 昭和元年 教育雑件」(浦幌村役場) 簿冊に綴られた各文書を翻刻したものである(図1)。各文書の内容については、冒頭に目録が綴られており、紀要第16号(2016年発行)に掲載してある。

各文書については、紀要に文書毎に分割して掲載している。なお、掲載の順序は、原則として「教育雑件」に綴られている順序とする。翻刻は、浦幌町立博物館ボランティアの三浦直春が担当した。



図1 大正十五年 昭和元年 教育雑件 (浦幌村役場)

※原資料は浦幌町立博物館で収蔵していますが、資料の劣化防止などのため、展示公開はしていません。調査・研究上の理由で必要な場合には、所定の手続きにより閲覧する事が可能です。原資料の閲覧が必要な場合は、博物館までお問合せ下さい。

〔浦幌町立博物館学芸員〕